

感染症後の登園届(保護者記入)について

保育園は乳幼児が集団で長時間生活をする場所です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが1日快適に過ごせるよう、下記の感染症について医師の診察を受けて登園の許可をもらった後に登園させてください。下記の病気は学校保健法施行規則第18条においてその他の感染症に指定された病気です。

Table with 3 columns: 病名 (Disease Name), 感染しやすい期間 (Infectious Period), 登園の目安 (Re-entry Guidelines). Rows include 溶連菌感染症, インフルエンザ, 手足口病, 突発性発疹, りんご病, ウイルス性胃腸炎, ヘルパンギーナ, 帯状疱疹, マイコプラズマ肺炎, and ウイルス感染症.

この他にも各種伝染性疾患があります。医師に受診・相談していただき、登園許可証の提出を求める場合があります。

その他、発熱・咳・嘔吐・下痢がある場合にも症状が治まり、集団生活に適應できる状態に回復してからとなります。

また登園の目安は解熱後の翌日、症状が消失してから翌日です。

登園はお子様の全身状態が良好であることが基準です。下記の用紙は保護者が記入します。

.....(切り取り線).....

登園届(保護者記入)

廿日市くじら保育園施設長 様

チーム 園児氏名

病名「 \_\_\_\_\_ 」

受診医療機関名「 \_\_\_\_\_ 」

年 月 日から上記の症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園いたします。

令和 年 月 日

保護者名